

税関労組ニュース
 第940号
 令和4年4月28日



日本税関労働組合
 東京都千代田区霞が関3-1-1
 財務省内 西151号室
 TEL 03-3581-4111(代) 内線 2969
 (直通)03-3593-1790
 (FAX)03-3593-1788
 (E-mail)zeikan-roso@kfy.biglobe.ne.jp
 発行人 倉本 和邦
 編集人 村岡 和弥

- 税関研修所副所長会見
- 人事院交渉及び内閣人事局交渉実施
- ろうきんのススメ
- タイムズのススメ

税関研修所副所長会見を実施！

～研修生から寄せられた声を税関研修所副所長に直接届ける！～

税関労組青年委員会は、令和4年3月11日(金)、全国の青年層組合員の代表として活動している青年委員会メンバー3名(新型コロナウイルス感染症防止のため今回は人数縮小して実施)で、税関研修所副所長会見を実施しました。会見にあたっては、

- 「新型コロナウイルス感染症対策について」
- 「来年度の研修計画大綱策定について」
- 「施設等について」
- 「各種研修について」

という4の議題を掲げ、採用研修アンケート、中等科研修アンケートなどを通じ、研修を受講した青年層組合員や職場の先輩組合員から寄せられた声を直接税関研修所に届けました。

今回の会見により、今後のオンライン研修の在り方、令和5年から導入される予定のタブレット端末等が確認できました。

税関研修所については、これまで各施設の修繕など、我々青年層組合員からの要望を多く聞き入れていただき、実現することができました(直近で実現した要求は6ページに記載しております)。

これもひとえに、後輩達のために研修所をより良いものにしてほしいという組合員の皆さまの気持ちが届いた結果であります。アンケートにご協力いただいた皆さまに改めて御礼申し上げますとともに、これからも研修生がよりよい環境で研修を受講することが出来るよう、精力的に活動を繰り広げて参ります。



～税関研修所側～

左から：熊谷総務課長、古島副所長、伊藤研修・研究部長、吉倉総務係長

(会見参加者)

- 呉屋青年委員長 (沖縄)
- 小林副青年委員長 (東京)
- 村岡中央書記次長 (門司)

計3名

本日は、大変お忙しい中、時間を作っていただいたことに感謝申し上げます。会見に先立ち、青年層組合員を代表しまして、一言ご挨拶させていただきます。

近年の税関業務の高度化・困難化に伴い、研修の重要性はますます高まっております。我々は、この重要な研修がより良い環境で行われ、充実したものとなることを、将来の税関行政を担う税関職員を育成し、また自分達の職責の重要性を再認識することで、働き甲斐のある職場作りに大きく役立つと考えております。

一昨年から新型コロナウイルス感染症の影響により、採用研修を始めとした例年税関研修所で行われている多くの集合研修が実施出来ない等、多大な影響が出ております。

本来、採用研修及び中等科研修は全国の青年層職員が一堂に会し、絆を深めつつ互いに切磋琢磨出来る貴重な機会であり、長期研修のため自己研



呉屋青年委員長

呉屋青年委員長
 挨拶

鑽に励む重要な研修です。

採用研修生にとって、例年実施されている税関研修所での集合研修は、税関職員としての基礎知識はもちろんのこと、社会人としての心構えやマナーといった学生の時に身につけることが困難な技能の習得にも大きく寄与していると考えております。税関研修所とされましても、既にこれらの技能の習得に関しての研修の重要性は認識していただいていると思います。集合研修を実施される際は、新型コロナウイルス感染防止対策を実施し、研修所職員の皆様や研修生の安全を確保しつつ、効果的な研修を実施していただきますようお願い致します。

ただ、新型コロナウイルス感染症により、初めて全国規模で実施されたオンライン研修につきまして、中等科研修生の中には、結婚・出産・育児・介護といった様々な家庭環境の違いがあり、今まで集合研修に参加しづらい事情を抱えていた一部の研修生からは、オンライン研修によって、家庭と研修の両立がしやすかったとの声が聞こえて来ております。しかし、オンライン研修では対面型の研修と異なり、画面等の通信環境の問題、在宅受講の場合、通信環境を自費で整えている研修生がいる問題、それによる効果測定の格差問題などの声も聞こえて来ております。

税関研修所におかれましては、研修カリキュラムの見直しをはじめ、施設や環境面においても年々改善されており、より充実した研修の実現に努力していただいていることは、大変感謝しております。また、青年委員会からの改善要求につきましても柔軟に対応していただいていることにも大変感謝しております。

しかし、未だ研修を受講した青年層組合員からは、改善を要望する声が挙げられておりますので、本日は私達が代表して、青年層組合員の生の声をお伝えさせていただきます。どうぞよろしく願います。

古島副所長 冒頭挨拶

ただいま、青年委員長からご挨拶をいただきましたので、私の方からも一言申し上げたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症が発生して2年以上が経ち、前例のない事態の中で、青年層組合員の皆さんは、感染拡大防止策を講じながら税関に課せられた使命を全うすべく、各職場で日夜を問わず業務に精励されていることに対しまして、感謝申し上げます。

また、青年委員長をはじめ、業務の傍ら組合活動にも尽力され、青年層組合員の処遇改善や職場環境の整備等に努めているところであり、これにつきましても、敬意を表したいと思います。

現在、税関が置かれている状況は、コロナ禍にあつて、航空機旅客の入国数やクルーズ船の入港数が激減する一方で、SP貨物を中心とした輸入申告件数が急増してお



古島副所長

り、これまで以上に効果的・効率的な業務運営が求められております。また、本年1月にはRCEPが発効したほか、フルフィルメント・サービスによる国際取引など複雑化・多様化・高度化する貿易形態に対応していかなければなりません。

さらに、本年は、運上所から税関へと名称が統一されて150周年という節目であり、これまで以上に税関のプレゼンスの向上を図っていく必要があると考えております。

本日の会見は、税関の現場、とりわけ青年層の声を聞く良い機会と考えております。

当方としましても、より良い研修の実現に向け最大限努力して参る所存ですので、引き続きご理解とご協力を賜ればと思います。

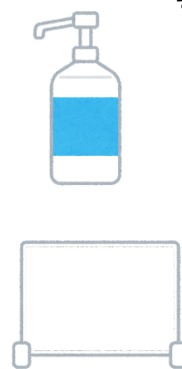
どんな内容を話しているか一目でわかるように、各内容にイラストを入れてみたよ。
興味のあるところからでもいいので読んでみよう！

はこべいより



議題1 新型コロナウイルス感染症対策について

今後実施されます、採用研修等の長期研修に際して、引き続き、感染症予防物品の十分な配備を含めた新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していただきますようお願いいたします。



《税関研修所副所長回答》

税関研修所では、コロナ禍においても、研修生が安心して研修を受講できるよう、最大限の感染症対策を講じています。

具体的には、令和2年7月に策定した「税関研修所における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を現状に合うよう本年2月に改定し、アルコール消毒液、アクリル板などの感染症対策物品の配備、いわゆる「三密」を回避するための施設運用面での対策、研修生・研修所職員や来訪者に対する対策などを実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症は依然として収束しておらず、税関研修所としては、今後実施される新規採用職員研修も含めて集合研修を実施する場合には、引き続き徹底した感染症対策を実施していくこととしています。

感染症対策は、研修を運営する税関研修所と研修に参加する研修生が「丸」となって取り組むことによって、より一層効果が発揮されます。研修生の皆さんには、研修への参加にあたって健康観察、基本的な感染症対策の徹底などをお願いしているところですが、引き続きご理解とご協力いただきたいと思います。

議題2 来年度の研修計画大綱策定について

来年度の研修計画大綱について、新たな方針、研修科目の新設・充実、新規採用職員研修及び中等科研修の変更点があればお聞かせください。また、令和4年度税関研修所関係予算案において認められた研修環境整備費の具体的な内容や更新の時期、その他研修施設・備品の整備方針についてもお聞かせください。



小林副青年委員長

《税関研修所副所長回答》

税関を取り巻く社会・経済情勢の変化に伴う業務の複雑化・多様化・高度化により、税関の重要性はますます高まっており、職員一人一人が、必要な知識・技能を習得し応用力等の実践力を向上させていくことは極めて重要であると考えております。

一方、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で研修を実施していく必要があります。新型コロナウイルス感染症と共存することを前提とした研修計画を検討する必要があります。こうした状況に臨機応変に対応していくため、令和4年度の研修計画については、「関税局・税関からの研修ニーズに対し適切に対応すること」、「新型コロナウイルス感染症の再拡大の可能性も念頭に、引

き続き最大限の感染症対策を図った上で研修を実施すること」、「持続可能かつ効果ある研修を実施するため、研修目的・内容を踏まえ、集合研修の他、オンライン研修を積極的に採用していく。また、感染状況等によっては、研修計画に縛られることなく柔軟に対応すること」、「効果ある研修を実施するため、研修実施方式のみならず、実施内容等に関する見直しを行うこと。」の4点に留意して、策定を行っているところで。

税関研修所では、これまでも毎年度の研修計画の策定にあたっては、関税局や各税関の研修ニーズを把握するとともに、研修終了後に実施する評価会や研修生に対するアンケート調査等による評価を行って、PDCAサイクルに基づき研修計画の見直しを行ってきました。

研修科目の新設・充実につきましては、新規採用職員研修における全国の同期との一体感の醸成を図るため、チームビルディングの科目を新設することとしています。

また、本省で実施している英語研修と同様のコースを、外国語学校通学支援制度を利用して、令和4年4月から受講ができるよう環境を整備しました。

新規採用職員研修については、本所での集合研修と支所において、ライブ配信される講義を受講するオンライン研修を組み合わせた方式により実施することとしております。また、中等科研修については、育児世代の職員等の参加が可能となるよう、引き続き、支所においてライブ配信する講義を受講するオンライン研修として、実施することを考えています。

つづいて、研修環境の整備経費につきましては、税関研修所は、これまでも毎年度の予算要求において、研修環境の充実のために必要な予算の確保に努めております。

令和4年度は、オンライン研修の環境整備及びペーパーレスの研修を実施するための経費として、タブレット端末等の導入経費が認められました。今回導入するタブレット端末は、情報セキュリティが確保された通信環境の下で専用のクラウドサービスを利用し、研修資料の共有、eラーニングによる学習、アンケートの実施等を可能とするものであり、令和5年1月を目途に導入を予定しております。

今後、より良い研修環境となるよう、予算の確保に努力するとともに、予算の範囲内で優先順位を付けた上で、可能な限りの整備を図ってまいります。

議題3 施設等について

施設の改善、各種物品の更新等、研修所が尽力されていることは承知していますが、過去に研修生に対して実施したアンケート等において、以下の改善要望が上がっているため、随時見直しを行っていただきますようお願いいたします。

(1) 冷暖房設備について

教室、居室の冷暖房設備について多くの声が寄せられています。実りある研修にするためには、研修及び生活環境の充実が欠かせないことでもあります。特に過去の中等科研修において風邪等体調を崩す研修生が見受けられたことから、教室、居室の冷暖房設備について、気温の変動を踏まえ、受講中の研修生の声を尊重し、弾力的運用を行っていただきますようお願いいたします。



《税関研修所副所長回答》
研修期間中における研修生の健康管理は、最も優先すべき事項であり、税関研修所では、研修及び生活環境の整備に努めています。冷暖房設備については、政府全体の節電対策や光熱費の予算措置、さらには冷暖房設備の運転に必要な施設管理委託業者の人員確保といった制約はありますが、委託業者へ個別に依頼を行い、運転開始時期の前倒し、運転時間の延長や設定温度の調整を行うなど、柔軟な運用を行っております。

また、寄宿舎の夜間・早朝の冷暖房を使用できない時間帯のため、扇風機やセラミックヒーターを各居室に1台配備しております。今後とも、気温の変動状況を踏まえ、弾力的に対応したいと考えております。

(2) 女性用トイレ及びシャワーの増加について

「税関における『財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画』推進要領」に基づき、令和3年度採用における新規採用職員に占める女性割合は37.2%となりました。税関の定員についても増え続けている状況にあり、令和4年度採用職員についても政府全体の目標35%を意識した採用が見込まれるとお伺いしております。

そのような中、過去に実施したアンケートにおいて、「女性用トイレの設置が少ない」といった声や、「寄宿舎本館の女性用浴室のシャワーが少ない」といった声が、多く寄せられています。既に女性用の設備に関してご配慮いただいているところではございますが、女性職員



の採用・登用拡大計画により、今後多く
の女性職員が採用され、利用者が増えていく
ことが予想されるため、改めて十分な受け入れ
体制を整えていただきますようお願いしま
す。

《税関研修所副所長回答》

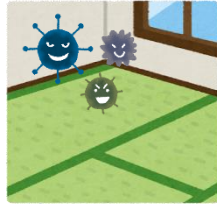
税関研修所では、厳しい財政事情の下、こ
れまでに要望のあったものも含め、施設や設
備の改修を図り、より良い研修環境の整備に
努めております。

女性研修生数の増加に伴う各種施設・設備
の改修は重要な課題と認識しており、平成30
年度に体育館棟のシャワー室の全面改修を実
施するとともに、令和元年度にはシャワート
イレを擬音装置付のものに更新しておりま
す。

今後も引き続き、女性用設備の増設を優先
事項として要求するなど、女性職員にも配慮
した研修環境の充実に努めてまいります。

(3) 居室について

寄宿舎の居室につい
ては、研修生による掃
除によって清潔に保た
れています。しかし、
経年による汚れは日常



の掃除では落ちず、過去には、その様な居室
で生活することにより体調を崩す研修生も出
ています。カビについては、アナウンス強化
や窓の開閉しやすい環境整備等の対策を行っ
ていただいておりますが、特にカビの発生が
多い1、2階の部屋の根本的な解決になっ
ていないため、除湿器等の導入の検討をお願
いします。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の
ため、寄宿舎の居所を利用しての集合研修は
ほとんど行われていないと思えます。集合研

修が再開される際には、研修生が気持ちよく
利用できるよう、事前に清掃業者による居
室、廊下の清掃をお願いします。



呉屋青年委員長

《税関研修所副所長回答》

寄宿舎の清掃は、各居室は研修生が行い、
退去後には寄宿舎管理人による補助的な清
掃を行っております。廊下などの共用部分
は、当番など研修生や管理人による清掃に加
え、清掃業者による清掃も定期的に行って
おります。また、居室や共用部分のダクトフ
ィルターも定期的に交換しており、平成30年
度には寄宿舎の壁紙の張替えも行いました。

カビの問題についても、寄宿舎本館の和室
はドレープカーテン1枚のみでレースカー
テンが無く、窓を開けづらいとの声が寄せら
れたため、令和2年度にドレープカーテンの
更新に加えて、レースカーテンを追加配
置しました。これにより窓が開けやすくなり、換
気しやすい環境が整備されました。

除湿器等の導入については、厳しい財政事
情の下ではありますが、状況を勘案の上、検
討してまいります。

本格的に集合研修が再開される際には、宿
舎管理人及び清掃業者による居室や共用部
分の清掃を行い、環境整備に努めてまいり
ます。

(4) 食堂について

食堂については、昨年
3月31日をもって撤退
しており、当面食堂を休
止し、弁当や売店の軽食
の販売により食事を提
供されていると思えます。



食堂事業者の再公
募も含めて検討されてい
ると伺っておりますが、
現在の状況や方針、今後
の予定等ありましたらお聞
かせください。再公募を
検討していない場合、食
堂の活用方法について、
どう考えられているのか
もお聞かせください。
いずれにしても、充実し
た研修生活には食生活が
大変重要となるため、今
後も研修生からの意見集
約に努めていただき、値
段にも配慮しつつ、品数
、栄養バランスを考慮
した食事の提供を引き続
きお願いします。

また、研修生のアレ
ルギーに配慮し、研修
前にアレルギーの有無を
確認する、食事のアレ
ルギー表示をする等、研
修生が健やかに研修に
参加できるように、アレ
ルギー対策をお願いします。

《税関研修所副所長回答》

食堂につきましては、令
和3年3月31日をも
って、食堂事業者が税
関研修所の食堂運営
から撤退することとな
りました。これを受け
て税関研修所では、食
堂事業者の再公募も
含めて検討を行って
おりますが、今年度の
集合研修の実績が少
ないことから食事に
関するアンケート結
果の集積ができてお
らず、また、集合研
修の実績が乏しい現
状においては、食
堂事業者の公募を行
うことが難しいとい
う事情にあります。こ
のため、当面食堂
を休止することとし
、弁当や売店の軽食
の販売により食事を
提供していくことと
しております。

税関研修所としても、宿泊を伴う集合研
修において、良質かつ低廉な食事の提供は研
修生の皆さんの健康管理上、きわめて重要
であると認識しておりますので、引き続き食
堂事業者の再公募も含めて検討を行い、良
質かつ低廉な食事が提供できるように努
めてまいります。

アレルギー対策につきましては、研
修開始時には研修生の健康状態を把握
するための調査票にてアレルギーを発
症する原因や症状などを把握すること
としております。また、弁当の提供に
際しては成分表を提示し、研修生が
アレルギー食材を回避できるように
留意しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感
染防止の観点から、食事の場所につ
いては、従来から使用している食
堂エリアに加えて他の共用施設を
使用するほか、各居室での食事を
お願いすることも検討して
おります。また、食堂エ
リアなどの共用施設に
ついては、外部の専門業
者に清掃等を業務委託
することにより、清潔で
衛生的な環境に努める
こととしております。

いずれにしても研修生の健康管理は
非常に重要であると考えて
おり、引き続き、健全な
食生活及び清潔で快適
な生活環境となるよう
に配慮してまいります。

(5) 故障している物品の早期修繕について

限られた設備を
有効に使用するた
め定期的に点検を
行い、不備が発見
された場合は速やか
に修繕を行って
いただきますよう
お願いいたします。



その他の物品についても研修生活における十分な生活環境の確保、安全管理の観点から適正な物品の維持管理が必要であると考えられるため、早期修繕に努めていただきますようお願いいたします。

《税関研修所副所長回答》

税関研修所においては、厳しい財政事情の下、これまで要望のあったものも含め、備品類の保守・整備を行い、不具合があれば出来る限り早期の修繕に努めております。

物品の現況、使用頻度、耐用年数、故障した場合の研修生活への影響等を考慮の上、物品の修繕・更新を検討しており、令和元年度には寄宿舎の洗濯機及び衣類乾燥機の大部分を更新するとともに、令和2年度には冷蔵庫など故障等で使用できなくなった物品を修繕しました。

令和3年度は備品の故障等の発生がなく修繕は行っておりませんが、今後とも、研修環境の充実に向けて、施設の安全対策も含め、適切な管理運営に努めてまいります。

議題4 各種研修について

研修所で実施される研修については、研修生が必要とする税関行政全般に関する知識及び技能を修得し、職場においてその高めた能力が発揮できる研修とすべく、研修科目数や講義回数、研修期間の改善について今後とも検討してまいりますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインによる研修となり、講義科目時間数等を減らす場合には、例年同様の研修成果を保つべく、創意工夫をしていただきますようお願いいたします。



《税関研修所副所長回答》

研修については、税関を取り巻く環境の変化に対応するため、関税局や各税関の研修ニーズの把握に加え、研修終了後に研修生に対し実施するアンケート調査等を行っており、これらを踏まえ、研修実施結果の評価を行った上で、研修コースの新設や既存の研修における科目数や講義回数、研修期間の改善などの見直しを毎年実施しております。

また、研修開始時の講義では、実施内容や到達目標にかかる研修生の理解が深まるよう、必要に応じ当該科目の概要や学ぶべきポイントを説明するとともに、具体的な事例や最新の情報を紹介するなど、各教官や講師が、講義の構成や進め方にも様々な工夫を精力的に行っております。

今後も研修生の理解と学習意欲がより進むよう引き続き努めてまいります。

(1) 新規採用職員研修について

新規採用職員研修は税関行政に関する必要な知識の習得、更に社会人としての良識を学ぶため、新規採用職員にとって大変有意義かつ重要なものです。

昨年の新規採用職員研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン受講となりましたが、支所で受講した研修生からは、「画面が見づらい」等の不満の声が多く上がっており、必要に応じて必要な改善をお願いいたします。

また、集合でのフォローアップ研修が行われた場合、オンラインではできなかった同期間の交流、旅具や徴税等のロールプレイを望む声が多く上がっております。フォローアップ研修については、随時行っていたいただい



りますが、より充実したものとなるように、引き続き、フォローアップをよろしく願っています。

簿記の講義については、「進行のスピードが速く、短期間で詰め込みすぎている」という意見が多く寄せられております。新規採用職員研修生に知識を習得させるためにも、分かりやすい講義となるよう改善をお願いします。

《税関研修所副所長回答》

新規採用職員研修は、社会人としての良識を涵養し公務員としての使命を自覚させるとともに、税関職員として必要な基礎知識と技能を修得させるものであり、採用研修生にとっては、これから始まる税関人生の礎を築いていく上で極めて重要な研修であると考えております。

新規採用職員研修が研修生にとって効果的なものになるよう、支所で受講するオンライン研修時の配信や講義の実施方法については、機器の更新やオンライン研修での経験を踏まえながら、引き続き改善を行ってまいります。

また、今年度実施したフォローアップ研修においては、多くの研修生から「人間関係の向上を図ることができた」との回答を得ており、オンライン形式でも、全国の同期との繋がりが醸成でき、有意義な研修が実施できたものと認識しております。

今後集合研修が実施できなかった場合においても、必要性を踏まえ、フォローアップ研修の実施について検討してまいります。

簿記の講義については、講師に対して、講義と税関業務の関連性、採用研修の重要性及び研修生の理解度確認を行いつつ講義を進めていただくよう、引き続き丁寧に伝えてまいります。

(2) 中等科研修について



小林副青年委員長

短い研修期間で効果的な研修となるよう各種工夫されていることは理解しておりますが、今後、しばらくの間は、2期制となると伺っており、引き続き短い研修期間になると思われます。その結果、効果測定と事例討議の日程が後半に集中するなど、研修生の負担となってしまうことがないよう、今後も研修スケジュールについては検討いただきますようお願いいたします。

また、財務諸表論の講義については、「簿記の知識がある前提となっている」「講義のスピードが速い」という意見が多く寄せられております。中等科研修生に知識を習得させるためにも、分かりやすい講義となるよう改善をお願いします。

《税関研修所副所長回答》

引き続き中等科研修の受講対象者数は増加していきますので、しばらくの間は、2期制によるオンライン方式での研修として実施していく方向で考えております。

中等科研修は、係長相当職任用前の中堅職員に対して、必要となる税関行政全般に関する知識及び技能を付与する極めて重要な研修であることから、研修内容、スケジュール

の作成にあたっては、研修生の負担が大きくなりすぎないように十分に配慮するとともに、研修生にとって効果的な研修となるように努めてまいります。

また、財務諸表論の講義については、講師に対して、講義と税関業務の関連性及び研修生の理解度確認を行うつつ講義を進めていただくよう、引き続き丁寧に伝えてまいります。

(3) 在宅で行うオンライン研修の諸問題について

昨今の新型コロナウイルスの影響で、一部研修を在宅で行われたと思いますが、研修所としての、基本的な在宅での研修受講についての考えや今後の方針についてお聞かせください。



在宅で行われた研修において、一部研修生が研修を受講する通信環境がないために、自己負担をして、新規に固定回線を契約したり、タブレットを購入したりしております。さらに、各自が準備する端末や通信回線には大きな差があります。特にスマートフォンを利用している受講は、効果測定で不利になるとの声が上がっております。自己負担なく、平等な環境で研修が受講できるよう、必要機器の貸出や研修支所での受講を認めるなど、柔軟な対応をよろしく願います。

効果測定については、出題方法や回答方法に不満の声が多く上がっていることから、問題を1画面に収めるなどの必要な改善をお願いします。

〈税関研修所副所長回答〉

今年度の研修については、感染症拡大状況や出勤抑制への対応として、在宅でのオンライン方式により実施した研修がございました。教室等研修実施場所や端末等の物理的な制約はあるものの、税関研修所としては、基本的にオンライン研修は支所または職場で受講ができるよう対応をしたいと考えております。

受講環境については、支所に配備しているテレビ会議システムや研修受講用インターネット端末を利用していただくなど、支所等において研修受講ができるよう柔軟な対応に努めてまいります。必要機器の貸出については、予算上の制約があることをご理解いただければと思います。

また、効果測定の実施方法については令和5年1月に導入予定のタブレットや税関におけるテレワーク環境の整備を踏まえながら改善できるよう引き続き検討してまいります。

(以上)



～会見の様子～
青年委員会側

～これまでの要求成果～

- 体育館棟のシャワー室の全面改修（平成30年度）
- シャワートイレを擬音装置付のものに更新（令和元年度）
- 寄宿舍の洗濯機及び衣類乾燥機の大部分を更新（令和元年度）
- 冷蔵庫など故障等で使用できなくなった物品を修繕（令和2年度）
- ドレープカーテンの更新に加えて、レースカーテンを追加配備（令和2年度）



このように、皆さんからのアンケート結果から、組合として多くの成果をあげております。

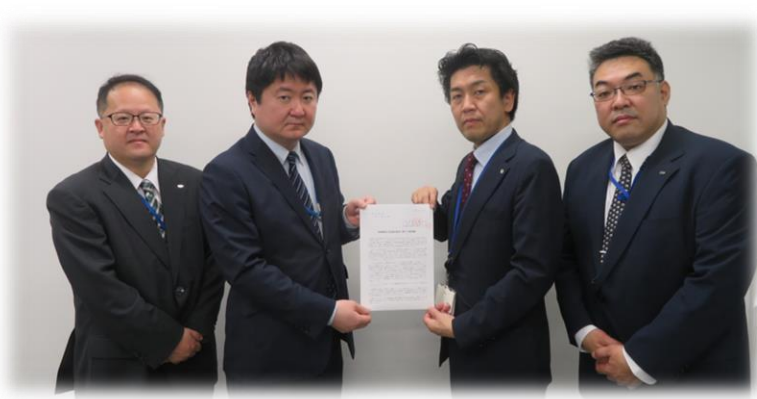
今後とも困ったことがあればいつでも組合に声をあげてくださいね。

税関と組合、双方にとって良い方向になるように活動していきます。

人事院交渉を実施

4月13日(水) 10時30分より、倉本中央執行委員長、齋藤・原川副中央執行委員長含め総勢5名の交渉団で人事院との個別交渉を実施しました。

交渉は、人事院総裁あて「税関職員の処遇改善等に関する要請書」を人事院福祉局・給与局(職員団体担当)増尾参事官に手交のうえ、倉本中央執行委員長から要求事項について述べたのち、鈴木書記長から趣旨の説明し、税関職員の級別定数増や諸手当要求への理解を求めたのに対して、参事官からは大要次の通り見解及び回答を得ました。



～要請書手交の様子～

左から：原川副委員長、増尾参事官、倉本委員長、齋藤副委員長

○行(一)の級別定数について

・4級定数拡大については、職責の観点と併せて、世代間の公平性にも配慮して検討してきているところであり、我々としても税関職員の職員構成も承知した上で、職務評価を前提に定数改定を行っている。関西空港の開港等に合わせて採用した40歳代を中心に人員構成のいわゆるヤマがあることは認識しており、職務評価の観点と併せて、世代間の公平性にも配慮し、これまで措置してきている。しかしながら、それでもヤマの高さを考えると従来の昇格ペースを維持することは困難であると考えている。

・5級以上の定数拡大、5級統括官の全員6級格付けについては、毎年の強い要望であると受け止めているが、5級以上は上位級であり、ポストがその職務の級にふさわしいかどうかを職責に基づき精査する必要があると考えている。

・6級については、かつて、戦後の貿易再開時の大量採用の職員のヤマを考慮し、格別の配慮を行っていたものであり、統括官定数の半数以上は6級となっているのは、ご案内のとおりである。

○行(二)・海事・医(三)の級別定数について

・行政職(二)の昇格基準としての部下数要件は、各府省から話を伺いながら個別協議により、部下数要件を緩和した対応を行っている。

きており、運用上においてもこれまで可能な限り配慮してきている。個別の事情があれば、各府省当局を通じて話を聞くこととさせていただきます。

・海事職について、定数改定には限界があることをご理解いただきたい。税関船は近海船を除けば小型船舶ではあるが、取締という職務の困難性に鑑み、一部の船長を海事職(二)の6級に評価するなど、高い評価をしてきているところである。

○実質拘束時間の超過勤務について

・超過勤務手当は正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当である。

・ご要望のあった「取締業務等の要請に基づく実質的拘束時間」については、当局において、超過勤務の対象外として整理されているものと思われる。税関労組として、これを超過勤務手当の対象とすべきと考えるのであれば、まずは、そのように考える個別具体的な根拠を示して当局と話し合っていたいただきたい。

○夏季休暇の取得可能期間の拡大について

・夏季休暇は、「夏季における益等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合」に、7月から9月までの期間内に3日の範囲内の期間認められる休暇であり、その民間の状況及びその休暇の性格から、夏季以外の期間に取得可能期間を拡大することは直ちに難しいものと考えている。

○再任用職員について

・再任用職員の給与については、民間企業における定年制や高齢層従業員給与の状況、定年引上げに伴い設けられる定年前再任用短時間勤務制等も含めた各府省における再任用制度の運用状況を踏まえつつ、職員団体の皆さんの意見も聴きながら、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行ってまいりたい。

・再任用職員に係る級別定数上の措置については、機構・定員及び予算上の取扱いに応じて、適切に対処していきたい。

○金地金の犯則取締等手当について

・特殊勤務手当については、公務員給与に対し厳しい目が向けられている中で、手当の新設・適用範囲の拡大等を行うことは依然として厳しい状況にある。いずれにせよ、特殊勤務手当については、著しく特殊性を有すると認められる業務については手当を措置し、技術改善等で特殊性が減少していく作業については手当の支給を見直すという形で、是々非々で対応していくものと考えている。

○寒冷地手当について

・寒冷地手当については、平成27年度に支給地域の見直しを行ったところである。同手当の支給地域等については、最新の気象データを基に、一定期間ごとに見直しを行っているところであり、引き続き必要な検討を行ってまいりたい。



～交渉中の様子～

その後、交渉に参加した各役員より、現場の実態を説明し、税関の職場における特殊性や困難性について、強く理解を求め、交渉を終えました。

○通勤手当について
 ・ご要望としては承った。現行制度の下では直ちに解消することは難しい状況であるが、必要となる検討を行ってまいりたい。

○地域手当について
 ・地域手当は、地域ごとの民間賃金水準の違いを国家公務員に適切に反映させることを目的としたものであるため、行政区域の最小単位である市町村ごとに支給地域及び支給割合をきめ細かく設定していくことが適当と考えている。

- 記
- 行政職俸給表(一)の級別定数の改善について
 - いわゆる採用の山を考慮し、処遇停滞が生じないよう4級、5級の級別定数を拡大すること。
 - 税関の特殊性・困難性等を勘案し、6級以上の級別定数を拡大すること。
 - 職務・職責を勘案し、統括官全員を6級に格付けすること。
 - 行政職俸給表(二)及び海事職俸給表の級別定数の改善等について
 - 行政職(二)の3級以上、海事職(一)の3級以上、海事職(二)の4級以上の定数を拡大するとともに、定数枠一杯の発令を認めること。
 - 行政職(二)の少人数職種勤務の技能職員及び労働職員(乙)を3級に格付けすること。
 - 部下数制限等、運用基準の緩和を図ること。
 - 現在、超過勤務手当の対象となっていない取締業務等の要請に基づき実質拘束時間を超過勤務手当の対象とすること。
 - 夏季休暇の取得可能期間の拡大を図ること。
 - 再任用職員に生活関連手当など諸手当を支給すること。また、職務実績が処遇に反映できるよう、再任用上位級枠の拡大を図ること。
 - 金地金の密輸にかかる犯罪調査において、嫌疑者の自宅等の捜索を実施した税関職員に対し犯罪職給等手当の支給がなされるよう、同手当の支給拡大を図ること。
 - 近年、日本海側の積雪量は増加しており、冬季における巡回費用、スタッドレスタイヤの購入等、負担が増加しているとの声があることから、日本海側の官署及び高地にある地方支庁で働く税関職員に必要な寒冷地手当の支給がなされるよう、同手当の支給拡大を図ること。
 - 昨今、鉄道等の整備による通勤距離の拡大や職員のワークライフバランスに対する意識の高まりなどから、単身赴任や転居することなく遠距離通勤する職員が増加しており、通勤手当の上限を超えた場合には自己負担していることから、同手当を全額支給とすること。
 - 横浜税関仙台支署税関支署事務所、麻生検閲大管理センター仙台事務所及び東京税関立川出張所横田班員検査場は、同一管内、同一地域で勤務する他の官署とは異なり、地域手当の支給対象となっていないことから、支給対象とすること。
- 以上



税関は、社会的要請である「安全・安心な社会の実現」、「王道かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という3つの使命に忠実なるべく、水際における覚醒剤、危険ドラッグ等の不正薬物・銃弾及びテロ関連物品・知的財産侵害物品の密輸出入の防止、輸入通関や事後調査による、関税・消費税等の徴収、さらには、税関手続の緩和、簡素化を図るA/Eの制度の導入や輸出入申告官署の自由化等各種施策に取り組んでいます。

一昨年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、訪日外国人旅行者数が激減しつつも、SP貨物や国際郵便物の輸入件数は増加しており、不正薬物、金地金、知的財産侵害物品等の密輸入は多く、今後もこれらの傾向が続くと予想されています。今後入国者数の前倒緩和に伴い増加が予想される訪日外国人旅行者等や、2025年に開催が予定されている大阪・関西万博等へのテロ対策等の水際取締りの強化についてもしっかりと取り組んでいく必要があります。

このような背景の中、覚醒剤等を始めとした不正薬物の押収量は、6年連続の1トンを超えとなる積算となっており、さらにはテロ関連物資や金地金の密輸入の狙いなど、税関の体制整備が必要な業務はますます増加している状況にあります。このように税関の職務は、年々複雑・困難・専門化するとともに、業務量及び職責は、ますます増大している状況にも関わらず、現在の税関職員の処遇は、高い使命感を持ち重要な職責を果している職員の方苦に見合ったものであるとは言えません。特に、行(一)の4級から5級の級別定数については、在職状況が反映されておらず、級別定数が十分と言えない状況にあります。税関職員の職務・職責に見合った処遇があってこそ、職員のマネジメントが高まり、税関組織としての良質な公共サービスの提供に繋がっていくものと確信しています。

加えて、かねてから要求している技能職員の処遇についても、依然として改善が図られておりません。

税関業務の重要性・特殊性・困難性については、国政の場においてもご理解をいただき、本年3月の衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会における「関税定率法等の一部を改正する法律案」の議決にあたって「税関職員の処遇改善」等を内容とする附帯決議が全会一致で付されているところです。

貴職におかれましては、税関職員の重要な職責と附帯決議の趣旨をご察察のうえ、税関職員の処遇改善について、別記事項の実現を含め、なお一層のご理解を賜りますようお願いいたします。

4月13日(水) 13時30分より、倉本中央執行委員長、齋藤・原川副中央執行委員長含め総勢5名の交渉団で内閣人事局との個別交渉を実施しました。

交渉は、国家公務員制度担当大臣あて「税関職員の定員確保に関する要請書」を内閣人事局(金融庁・財務省担当) 田中参事官補佐に手交のうえ、倉本中央執行委員長から、定員が1万人を突破できたことに対する御礼を述べたのち、本年3月の衆参両院において全会一致で附帯決議を獲得したことも含め、要請書の趣旨を説明し、更なる定員確保への理解を求めました。参事官補佐からは、



～要請書手交の様子～

左から：原川副委員長、倉本委員長、田中参事官補佐、齋藤副委員長

内閣人事局交渉の実施

令和4年4月13日

国家公務員制度担当大臣

二之湯 智 殿

日本税関労働組合
[税関労働組]
中央執行委員長 倉本 和 邦

税関職員の定員確保等に関する要請書

税関は、「国民の安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という3つの使命に応えるべく、水際における覚醒剤、危険ドラッグ等の不正薬物・銃器及びテロ関連物品・金地金・知的財産侵害物品の密輸出入の阻止、輸送通関や事後調査による関税・消費税等の徴収、さらには、税関手続きの緩和、簡素化を図るAEO制度の導入や輸出入申告官署の自由化等各種施策に取り組んでいます。

一昨年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、訪日外国人旅行客数が激減しつつも、SP貨物や国際郵便物の輸入件数は増加しており、不正薬物、金地金、知的財産侵害物品等の密輸入は多く、今後もこれらの傾向が続くと予想されています。今後入国者数の制限緩和に伴い増加が予想される訪日外国人旅行者等や、2025年に開催が予定されている大阪・関西万博等へのテロ対策等の水際取締りの強化についてもしっかりと取り組んでいく必要があります。

このような背景の中、覚醒剤等を始めとした不正薬物の押収量は、6年連続の1トンを超えとなる増えとなっています。さらにはテロ関連物資や金地金の密輸入阻止など、税関の体制整備が必要な業務はますます増加している状況にあります。

このような状況の中、私たち税関職員は、限られた人員で国民から負託された税関の社会的使命を全うすべく日夜懸命に職務に精励していますが、必要な定員の確保がなされなければ、良質な公共サービスが失われ、国民生活に多大な悪影響があることは明らかです。

税関業務の重要性・特殊性・困難性については、国政の場においてもご理解をいただき、本年3月の衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会における「関税定率法等の一部を改正する法律案」の採決にあたっては、「税関職員の定員確保」や「税関職員の処遇改善」を内容とする附帯決議が全会一致で付されているところです。

貴職におかれましては、税関の職場実態と附帯決議の趣旨をご察察のうえ、税関職員の定員確保について、特に政府の観光先進国の実現に向けた方針への対応をお願いするとともに、なお一層のご理解を賜りますようお願いいたします。

「過去に比べれば、政府全体として結構純増になっているので、昔のように「削れ削れ」というような感じではありません。ただ、今の官邸も「付けるところは付けていいけど、ちゃんと絞るところは絞れ」となっているのでも、「こは絞るところではなくて、ちゃんと付けないといけないところなんですよ」というような説明を作っていくことが重要になってきます。そういう意味でこういった機会でも現場の実情をお話いただけるので、私も（内閣人事局の）中で説明するときに、「実際、現場ではこういいうところに困っていて」というのが言えるので、ほんとに生の声を引き続き色々聞かせていただけると、大変ありがたいなというところですよ。」



～特殊性や困難性を訴える

齋藤副中央執行委員長（左）～

との発言がありました。
また、交渉に参加した各役員より、現場の実態を説明し、税関の職場における特殊性や困難性について、強く理解を求め、交渉を終えました。

「ろうきん」の
ススめ
第3号



「ろうきん」のススめ第3号です！
前号までは、「ろうきん」自体を知っていたため、簡単な大枠を説明させていただきました。

本号からは、いよいよ「じゃあ、私たち（組合員）にどんなメリットがあるの？」という疑問に答えるべく、筆者おススメのメリットをご紹介しますのでいただきます！！

メリット①
コンビニなどのATMの引き出し手数料が実質0円

これビックリしませんか？「お金をおろしたい」と思うタイミングは皆さん多いかと思えます。そんな時よくあるのが、「近くに利用している銀行のATMが無い」「土日や時間外だから手数料がかかる」「コンビニATMだと手数料がかかる」というものではないでしょうか（筆者もよくあります）。コンビニのATMでも手数料無料で引き下ろせる銀行はありましたが、手数料が有料となり、気軽にお金をおろせなくて悩んでいる人も多いのではないのでしょうか。…その悩み解消できます。左のチラシをご覧ください。なんと、**ろうきんのキャッシュカードならコンビニのATMで無料又は実質手数料無料でお金をおろすことができます。**

「実質ってなんか怪しいな？」と思った方もいると思います。この「実質」というのは、かかった手数料をろうきんがキャッシュバックするということです。

ろうきん

はたらくあなたの、いちばんそばに。

CASH CARD

コンビニなどの提携ATMの引き出し手数料 実質 0円

ろうきんのキャッシュカードでお引出しができる場所はコチラ

セブン銀行 SEVEN BANK
ローソン銀行 LAWSON BANK
イオン銀行 Aeon Bank
ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行
net 株式会社ネット
VIEW ALLTTE

※1 本号は「銀行」ではありません。本号は「ろうきん」のサービスに関する情報です。本号に掲載されている内容は、本号の発行時点での最新の情報です。本号の発行後、本号の内容が変更される場合があります。本号の発行後、本号の内容が変更される場合があります。本号の発行後、本号の内容が変更される場合があります。

【各ATMで引き出した時の手数料一覧】

	ろうきん	ゆうちょ	セブン	ファミマ (イーネット)	ローソン	イオン
北海道ろうきん	無料	キャッシュバック	無料 ※07:00~19:00の間	無料	無料	無料
東北ろうきん						
中央ろうきん						
新潟ろうきん						
長野ろうきん						
静岡ろうきん						
北陸ろうきん						
東海ろうきん						
近畿ろうきん						
中国ろうきん						
四国ろうきん	キャッシュバック (110円/回)	無料 ※07:00~19:00の間	無料 ※07:00~19:00の間			
九州ろうきん		無料 ※19:00~07:00の間	無料 ※19:00~07:00の間			
沖縄ろうきん						

※一部ご利用いただけない金融機関・コンビニがありますので、ATMの設置場所および稼働時間については、各金融機関および各社ホームページをご確認ください。

※システムメンテナンス等によりご利用いただけない場合があります

もちろん、**利用条件や、手続きは必要ありません。**そもそも、コンビニによっては、最初から手数料が無料のところもあります。基本的に、主要のコンビニであれば、時間帯や土日祝を気にせず、手数料が無料又は実質無料（キャッシュバック）となっているので、とても便利です。コンビニは、全国どこでもありますしね。詳しくは、左図にまとめてみましたのでご覧ください。

なぜ、こんなことができるのか。それは、「ろうきん」が普通の銀行とは違い、労働者のための銀行であり、日本で唯一の福祉金融機関だからです（ろうきんのススめ2号参照）。

これを読んで、ろうきん口座を作りたいと思った方は、まずは所属の地区本部にご相談ください！

私も近々、ろうきん口座を作ってみようと思います！

【自動車ローン】

●ろうきんで300万円を借りて5年で返済する際のシミュレーション

団体会員の構成員 (労働組合等の組合員)		一般の勤労者 (労働組合未加入)
年 2.400%	変動金利	年 3.675%
53,109円	毎月の返済金額	54,810円
637,308円	1年間の返済金額	657,720円
3,186,565円	総返済金額	3,288,609円

※金利計算は元利均等毎月返済方式で計算
※金利は中央労金の適用金利（1月31日時点）で、金庫により異なる

車を購入するためにローンを組むことがあるかと思えます。そのローン本当にお得ですか？「ろうきん」では、組合に加入しているからこそ利用できる金利があります。左図を見ていただくとわかるように、一般は、年約3.7%なのに対し、**組合に加入していると年2.4%の金利でローンを組むことができます。**

この自動車ローンの場合、返済額が5年間で10万円以上も変わります。ろうきんを上手に活用して、可処分所得を増やしましょう！

※左図の金利は、中央ろうきんの金利となっており、地域により異なります。詳しくは、最寄のろうきんHPを御確認ください。

メリット②

自動車ローンの金利が低い

書記次長の
つぶやき
第6号

本号も最後までお読みいただきありがとうございました。一部、こじか読んでいないという方の声も聞きますが（笑）。

今回は、子供ネタでも。最近、我が子（0歳）への溺愛が止まりません。子供がいる知り合いを見てみると「大げさだなあー笑」と思っておりましてが、訂正します。かわいいです。なんて無邪気なんでしょう。まだ、5か月ですが、日々成長を感じております。最近、お

「タイムズ」の
ススめ
第2号

Times CAR

大好評
無料キャンペーン好評
により申込者増加中！

タイムズのススめ第2号となりました。前号でカード発行手数料無料キャンペーンのお知らせをさせていただきましたが、思いのほか**反響があり**、お問い合わせや申込みを多くいただいております。

期限は、**6月30日(木)まで**となっておりますので、是非、お申込みください。

新しく以下のキャンペーンも実施中とのことです。ご紹介させていただきます。

近所の公園での散歩

風呂でギャン泣きされ、傷心している筆者ですが、この新聞が届くころには、離乳食が始まっているので頑張ります。

早くお話ししてみたいな〜と思いつつ、今しかないこの時期を楽しんでいきたいと思えます。

30分おためし乗車チケットを**最大4カ月連続プレゼント!**

入会感謝! **運転者登録 感謝キャンペーン**

期間: 2022年2月1日(火)~2022年10月31日(月)まで

利用はカンタン! 予約時にカーシェアeチケットを選択するだけ!

アプリ
【予約内容確認】画面の「カーシェアeチケット」の項目で利用したいチケットを選択

Webサイト
【予約登録(入力)】画面の「カーシェアeチケット」の項目で利用したいチケットを選択

本キャンペーンについてのお問い合わせ ▶ TEL: 0120-24-5037

お問い合わせの際は運転者登録感謝チラシを見た旨をお伝えください